

募集要項に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
1	パイプインパイプ工法	2	2	2	(1)		パイプインパイプの既設管の管種及び内面塗装の有無をご教示ください。	既設管の管種はダクタイル鋳鉄管のK形、内面塗装はモルタルライニングとなります。
2	対象施設の概要	2	2	2	(1)		旭支線7工区について、PIP区間の延長が806mとなっていますが、立坑の種類別、設置数などご教示ください。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
3	対象施設の概要	2	2	2	(1)		貸与資料の旭配水場の場内配管図面に仮配管が入っておりますが、本募集要項の対象施設の概要には入っておりません。仮配管を実施するという認識でよろしいでしょうか。	仮配管の実施については、要否を提案いただいた上で判断してください。
4	対象施設の概要	2	2	2	(1)		貸与資料の旭配水場の場内配管図の「既設給水管撤去」と記載がありますが、配管場所が確認できません。確認できるものを今後ご提示いただけないでしょうか。	「既設給水管撤去」は旭市が実施する別工事となるため、本事業では対象外となります。ただし、関連工事となるため、事業者決定後に詳細を提示します。
5	施設概要 表2-1	2	2	2	(1)		7工区でPIP工を用いなかった場合、仮配管工は、不要と考えてよいでしょうか。また、その場合、既設管（さや管）φ600の撤去は、今回工事に含まれるのでしょうか。	各配水場へ計画水量を送水できれば、問題ありません。また、既設管φ600の撤去は本工事の対象となります。
6	施設概要 表2-1	2	2	2	(1)		6工区は、既設管撤去の必要はないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	施設概要 表2-1	3	2	2	(1)		9,10,11工区で撤去するパイプビームは、PCB等の有害物質の調査、分析、撤去は完了していると考えてよろしいでしょうか。なお、調査、分析、撤去が未実施の場合は、企業団の費用負担で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	PCB等の有害物質の調査、分析、撤去は未実施ですが、国が示す調査対象の期間以降に布設したものであるため調査対象外であると考えています。
8	施設概要 表2-1	2	2	2	(1)		8,9,10工区には、仮配管の記載はありませんが、貸与資料P10には記載されています。どちらが正でしょうか。	仮配管の実施については、要否を提案いただいた上で判断してください。
9	場内配管	4	2	2	(1)		干潟、旭配水場の別工事の流量調整弁及び流量計の口径は最終決定していますか。	お見込みのとおりです。
10	表2-1※既設管撤去	4	2	2	(1)		既設管とは別ルートに新設管を布設する路線（3～6、14工区）とありますが、3～7工区ではないでしょうか。	6工区と7工区は既設管と同じルートです。 3～5,14工区が既設管と別ルートになるため、修正します。
11	施設概要 表2-1 欄外	4	2	2	(1)		6工区は、既設管とは別ルートとなっていることから、高圧ガス管、既設送水管等を移設しなくても、新設送水管を布設するルートが確保できると考えてよいでしょうか。	移設の実施については、要否を提案いただいた上で判断してください。
12	表2-2各種申請等の業務	6	2	3			各種申請が設計と工事に分かれていますが、11頁表2-3の項目の本申請がどちらの業務範囲に想定されているか（どちらで費用計上されているか）ご提示ください。	申請先と申請時期に応じて、費用負担も含めて提案者の裁量により適切に対応ください。
13	表2-2交付金申請書作成業務	6	2	3			交付金申請が設計と工事に分かれていますが、設計では工事前年度の交付金要望、工事では施工前・施工後の年次申請と考えてよろしいでしょうか。また、様式はご提示頂けるものとしてよろしいでしょうか。	詳細については回答を控えていただきますが、交付金に関連する一連の手続きが対象となります。 様式については提示します。
14	表2-2交付金申請書作成業務	6	2	3			設計委託費にも交付金充当を予定されますか。	お見込みのとおりです。
15	表2-2 事業者が行う業務範囲の概要	6	2	3			欄外の注記に関して、詳細設計業務後、施工に先立ち、家屋調査、埋蔵文化財調査など、表2-2に記載のない調査が必要と判明し、貴企業団と協議の結果、事業者が実施することとなった場合には、金額変更（設計業務で実施する場合は業務委託費用、工事業務で実施する場合は工事請負費用の変更）の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	※貸与資料「事業計画工程表」	6	2	3			設計期間は令和14年3月31日まで（実施方針P.18 3契約の枠組みでは令和12年8月完成）となっていますが、事業計画工程表において設計期間は令和7～8年となっております。また、工事着手前までに設計が完了すればよいと考えれば令和7～9、11～12年に分散が可能です。設計期間についてご提示ください。	設計期間は令和7年度及び令和8年度としてください。
17	※貸与資料「事業計画工程表」	7	2	5			年度事業費を維持し、農期を外すなどすれば各工区の工期再設定は可能でしょうか。（3ヶ年を2ヶ年にするなど。）	お見込みのとおりです。
18	※貸与資料「事業計画工程表」	7	2	5			事業期間が令和14年3月ですが、令和12、13年の工事がほとんど予定されていません。工事を分散し事業費を均す提案は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
19	※貸与資料「事業計画工程表」	7	2	5			設計期間を工事着手前に合わせてと年度跨ぎの工期となる工区もありますが、設計の複数年契約は可能でしょうか。	設計の複数年契約は不可とします。
20	※貸与資料「事業計画工程表」	7	2	5			設計検査の後、工事着手までの所要期間は構成員にて設定してよろしいでしょうか。	企業団の事務手続きに係る期間も必要となるため、別途企業団と優先交渉権者において協議し設定することとします。
21	見積上限価格	7	2	5			撤去工区に関し、新設と撤去を同時に行う工程を提案しても、問題ないでしょうか。各年度の事業費の提案にあたっては、貸与資料「事業計画工程表」の各年度別の概算事業費を参考にすることとあります。	事業計画工程表に示す各年度の概算事業費の範囲内であれば問題ありません。
22	概算事業費	7	2	5			各年度別の概算事業費の増減はどの程度まで可能でしょうか。基本的に増額はなく、前年度繰り越しがあればその分を加算するものと考えてよいでしょうか。	各年度の概算事業費は、事業計画工程表に示す金額を上限とします。後段についてはお見込みのとおりです。
23	概算事業費	7	2	5			工区毎の発注契約は、年度別事業費と関係なく設計が完了次第、対応可能でしょうか。	工事契約は令和8年4月以降かつ事業計画工程表に示す各年度の概算事業費の範囲内であれば対応可能です。
24	モニタリングの目的	12	2	7	(1)		貴企業団が行うモニタリングについて、貴企業団自身で実施するのでしょうか、それとも第三者に委託するのでしょうか。	企業団が実施予定です。
25	モニタリングの時期	12	2	7	(2)		各段階のモニタリングの頻度はどの程度を想定されていますか。	設計時、工事施工時、工事完成時の各段階でそれぞれ定期的を実施するほか、各年度などの段階においても、必要に応じ、随時で実施する予定です。
26	モニタリングの時期	12	2	7	(2)		モニタリングの実施回数について、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において、それぞれ1回ずつ実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	設計時、工事施工時、工事完成時の各段階でそれぞれ定期的を実施するほか、各年度などの段階においても、必要に応じ、随時で実施する予定です。
27	事業者によるセルフモニタリング	12	2	7	(3)		セルフモニタリングの方法・様式等にご指定は御座いますか。（事業者毎に別々でもよいか、設計・工事それぞれで統一するか、契約毎・工区毎に分けるか等。）	セルフモニタリングに関しては、指定の方法・様式はありませんが、事務の効率化の観点から、設計と工事で統一するなどの対応をご検討ください。
28	応募者（地元建設企業）及び協力企業（地元企業）への支払い	12	2	7	(6)		提案書類に示される分担額は、詳細設計やその後の契約交渉により詳細な金額が変更になることが想定されます。提案時の契約金額に対する分担額割合（%）を確認するということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	事業スキーム	14	3	3			設計企業と管材企業および地元建設企業とはJVでもコンソーシアムでも応募可能という理解でよろしいでしょうか	問題ありません。
30	著作権	18	3	5	(4)		「…事業提案の全部又は一部を無償で使用できる…」とありますが、事業者が事前に確認した上で、事業者の了承を得た上で使用できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	著作権	18	3	5	(4)		「…情報公開条例に基づき、公開することができる。」とありますが、企業団に提出した資料は東総広域水道企業団情報公開条例に基づき公開することができるかと、提案書も含まれますか。その場合、提案書類には事業者の見積金額や本事業に対する創意工夫、技術ノウハウ等が含まれているため、情報公開請求があった場合には、事前に事業者の確認の上、事業者が了承した範囲のみを公開可としていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	統括責任者	21	4	3	(6)		設計施工期間を通じて、統括責任者の現場常駐義務はありますか。	常駐義務はありませんが、常時連絡をとれる体制としてください。
33	提案書類の確認	25	6	2			「軽微な書類不備等の場合は…技術評価に反映することもある。」とは、場合によっては技術評価点が減点されることもあるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	見積価格	25	6	3	(1)		「価格が著しく低い提案者については…価格の妥当性等についてヒアリングを行う。」とありますが、調査基準価格（ヒアリング実施の対象となる価格）、また最低制限価格は設定されているのでしょうか。	調査基準価格や最低制限価格の設定はありません。

募集要項に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
35	基礎審査	25	6	3	(2)		提案書類の各様式では記載にあたっての留意事項が示されており、また限られた枚数の範囲で評価の視点に対する記載が必要となるため、「要求水準書」に定められた要求水準事項を全て記載することは困難と考えられますが、要求水準を満たしているか否かは、具体的にどのように判断されるのでしょうか。	基礎調査における要求水準内容の審査は、提案書類に記載いただいた内容が要求水準を満たしているかの審査を実施し、適否を判断します。 なお、提案書類において確認ができない細部の要求水準事項に関しては、基礎調査の段階においては要求水準を満たしているか否かの審査は行いませんが、様式Ⅲ－2を提出していただくことにより担保とさせていただきます。
36	審査結果の通知及び公表	26	6	9			各応募者の総合評価点の算定結果の公表に関して、各応募者の評価項目（小項目）毎の評価点も公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	小項目までの公表とします。
37	事業契約の概要	30	8	2	(1)		設計は年度契約とありますが、設計企業が複数の場合はそれぞれと契約を締結すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、設計企業によって成果のバラツキが生じないように留意してください。
38	事業契約の概要	30	8	2	(1)		設計業務委託を年度ごとに締結するとあります。設計業務において配置する技術者（管理技術者、照査技術者）も令和14年3月まで配置する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	契約の考え方	30	8	2	(1)		設計業務委託契約が年度ごとに契約するということは、費用の積算も年度毎に積上げていると考えておりますがよろしいでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
40	工区の考え方	30	8	2	(1)		工事請負契約は工区毎に契約することですが、費用の積算も工区毎に積上げていると考えておりますがよろしいでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
41	契約の考え方	30	8	2	(1)		工事請負契約は工区毎に契約するため、設計業務委託契約の年度あたりの業務は工区ベースでの契約となるという理解でよろしいでしょうか。それとも、工区の半分を年度の設計業務委託契約の対象としてもよろしいのでしょうか。	前段のとおりです。 年度内で設計が完了するように工区割をお願いします。
42	対象業務	30	8	2	(2)		設計業務委託契約は設計企業が結ぶため、設計期間（工事請負契約を結んでいない最初の1年間）に管材企業（代表企業）、地元建設企業によるJVの業務は一切発生しないと考えておりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。一方で、基本協定書（案）第6条に、事業者の相互協力義務を定めていますのでご確認ください。
43	締結時期及び契約期間	30	8	2	(3)		工事請負契約締結時期はR8年4月以前に契約を締結することは可能でしょうか。	不可とします。
44	費用の構成－設計	31	9	1			設計に伴う各種申請等の業務は公的歩掛によって積算されているのでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
45	費用の構成－設計	31	9	1			設計に伴う各種申請等の業務は、どのような業務（協議先、係る日数、作成資料、他）を想定しているのでしょうか。	占有協議等の関係機関協議資料の作成および同行を想定しております。
46	費用の構成－設計	31	9	1			交付金申請書作成の業務は公的歩掛によって積算されているのでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
47	費用の構成－設計	31	9	1			交付金申請書作成の業務はどのような業務（申請書作成対象資料、人工、時期）を想定しているのでしょうか。	業務内容に関しては、表2-2に記載してあるとおりです。見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
48	費用の構成－工事	31	9	1			通水準備業務が新たに追記されております。どのような業務を想定しているのでしょうか。また、費用はどのように積算しているのでしょうか。	業務内容に関しては、表2-2に記載してあるとおりです。見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
49	費用の構成－工事	31	9	1			通水準備業務は、工区毎に技術管理費に係る日数あたりの金額を積上げていると考えておりますがよろしいでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
46	費用の構成－工事	31	9	1			交付金申請書作成の業務は公的歩掛によって積算されているのでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
47	費用の構成－工事	31	9	1			交付金申請書作成の業務はどのような業務（報告書作成対象資料、人工、時期）を想定しているのでしょうか。	業務内容に関しては、表2-2に記載してあるとおりです。見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
52	費用の構成－工事	31	9	1			設計図書及び工程の変更は公的歩掛によって積算されているのでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
53	費用の構成－工事	31	9	1			設計図書の変更の積算について、設計変更が何回発生すると想定しているのでしょうか。	業務内容に関しては、表2-2に記載してあるとおりです。見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
54	費用の構成－工事	31	9	1			工程の変更の積算について、工程変更が何回発生することを想定したのでしょうか。1回あたりにつき、発生する業務（例、工程会議、工程表作成、業者調整、等）は何を想定しているのでしょうか。	業務内容に関しては、表2-2に記載してあるとおりです。見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
55	費用の構成－工事	31	9	1			出来高精算業務は、設計業務の積算基準に基づき必要事項を指定することで、積み上げていると考えておりますがよろしいでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
56	費用の積算条件－設計	31	9	1			各年度の経費積算条件をご教示ください。 経費積算条件・・・①電子成果品作成費計上区分②委託先の選択	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
57	費用の積算条件－設計	31	9	1			各工区若しくは年度の中間打合せ回数をご教示ください。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
58	費用の積算条件－設計	31	9	1			各工区の補正係数選択条件をご教示ください。 選択条件・・・①管径による補正（床付深さ一定(2.0m未満)等）②延長による補正③設計条件に寄る補正（1地域環境2道路幅員3埋設物4土質）④工事案件数による補正⑤仮設配管による補正⑥土工事を伴わない場合⑦複数管路を含む場合等	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
59	費用の積算条件－工事	31	9	1			各工区の経費積算条件をご教示ください。 経費積算条件・・・①工種区分②施工地域補正③現場環境改善費（率分）計上区分④真夏日率⑤前払金支出割合区分⑥契約保証に係る補正⑦消費税率⑧週休2日補正	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
60	費用の積算条件－工事	31	9	1			各工区の積算条件について、一般的な開削工事と異なる条件を指定している箇所はあるのでしょうか。 例）〇〇工区は通学路のため、工事時間を9:00～16:00に修正している。等	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
61	費用の積算条件－工事	31	9	1			各工区の交通誘導員の数量をご教示ください。また、その数量を設定した考えをご教示ください。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。